

2021 年度 交換留学募集要項

武庫川女子大学
国際センター

目次

1. 交換留学制度について
2. 出願資格
3. 出願手続きについて
4. 派遣先大学及び出願要件
5. 条件付 出願要件
6. 学内選考から派遣決定まで
7. 教学上の措置
8. 留学経費
9. 留学中の海外旅行包括保険及び危機管理サービスの加入について
10. 出願前の留学取り消しについて
11. 新型コロナウイルス感染症の状況下における交換留学について

1. 交換留学制度について

本学を代表して推薦された学生が、協定大学に約1年間留学し、所属学部に関する専門科目を履修することにより、高度な外国語運用能力と専門知識を習得する留学制度。武庫川女子大学を代表する学生として協定校へ派遣され、派遣学生は本学の交換留学・国際交流活動への積極的な協力が期待される。

2. 出願資格

(1) 留学を開始する時点で2年次以上（出願時1年次後期以降）の大学学部生である。

※イギリスのセントラル・ランカシャー大学 IBC（International Business Communication）に関しては、出願時に2年次以上の学部生であること。

【短期大学部生の場合】

基本的に出願不可である。ただし、次年度より大学への転・編入学が内定している場合は出願可能とする。

(2) 出願時の前年度の学業成績において、成績評価係数 2.30 以上。加えて海外協定大学が独自に GPA 等の条件を設定している場合は、その条件も満たしていること。

※成績評価係数の計算では TOEIC/TOEFL などの資格認定科目は除く。

※1年次の後期出願の場合は、1年次前期の成績評価係数が 2.30 以上であること。

(3) 協定大学が定める出願要件を満たしていること。

各種語学試験については、当該年度募集開始日から起算し受験日が2年以内であること。

(4) オンライン出願時の誓約書記載事項を遵守することができること。

(5) 出願する海外協定大学の公式ホームページで自身の専門分野の適応性について確認すること。

(6) 出願までに学科の教務委員の教員または教務部に留学中と帰国後の履修について相談済であること。

【全学生】

留学中の履修計画・卒業までの単位修得等については、p.7 の「教学上の措置」を確認のうえ、教務部及び学科の教務委員の教員に相談すること。帰国後、留学中修得した単位の認定制度はあるが、学科により卒業に必要な単位として認定できない場合もあるためよく確認すること。

【教職課程を履修する場合】

留学派遣時期によっては、所属学部の修業年限を越える場合があるため、学校教育センターの担当者に修得単位数や実習期間について事前に相談すること。

【国家資格・その他資格取得を目指す場合】

所属する学科のカリキュラムが、国家資格やその他資格取得を目指すものである場合、必修科目や実習期間について、学科担当教員に事前に相談すること。学科によっては、派遣大学で取得した単位が本学で認定されない場合もあるため注意すること。

3. 出願手続きについて

(1) 出願方法：オンライン出願

(2) 出願時期：出願する時期は派遣国や派遣地域によって異なり、Ⅰ～Ⅲ期に分けて募集する。

出願期間	
Ⅰ	2021年6月7日～6月10日
Ⅱ	2021年9月20日～9月23日
Ⅲ	2022年1月8日～1月13日

(3) 出願書類：オンライン出願の前に以下の(1)～(6)の書類について準備し、(7)は時間の余裕も持って事前に学科教員へ推薦書の作成を依頼すること。通常は直接教員に会って依頼すること。感染症予防の観点からメールでの依頼でも可とする。但し、依頼する際、推薦書の氏名・学科・コース記載欄は予め記載しておくこと。

出願書類			
(1)	顔写真	JPEG	
(2)	交換留学願	PDF	国際センターHPより所定の書式をダウンロード。 手書き不可、パソコンで作成すること。
(3)	留学計画書（様式1）	PDF	
(4)	学業成績証明書（和文）	PDF	
(5)	健康診断証明書	PDF	証明書をPDFにすること。証明書発行については、本学教務部HPまたはStudent Guideを参照。
(6)	語学レベルを証明する合格証やスコアレポートのコピー（TOEFL®、IELTS™等）	PDF	<p>(ア) 当該年度募集開始日から起算し、試験日が2年以内のものに限る。</p> <p>(イ) 合格証やスコアレポートの受領が出願期間に間に合わない場合に限り、得点やスコアが確認できるオンライン画面のスクリーンショットの提出を認める。提出する書式はPDFのみ。原本受領後は速やかにPDFデータをメールで提出すること。</p> <p>(ウ) 韓国の大学は、出願要件として一定のレベルを求める語学要件はありませんが、語学能力を証明するスコアレポートや検定結果、大学・高校での韓国語関連科目の成績証明書などを提出すること。</p>
(7)	推薦書	PDF	<p>*出願前に<u>学科</u>科教員へ作成依頼。</p> <p>学科教員から国際センターへ出願期間内に提出していただきます。</p>

4. 派遣先大学及び出願要件

(1) 出願時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること

$$\text{成績評価係数} = \frac{\text{S/A 合計単位数} \times 3 + \text{B 合計単位数} \times 2 + \text{C 合計単位数} \times 1 + \text{F 合計単位数} \times 0}{\text{前年度の総登録単位数}}$$

【計算時の注意事項】

- 「認」評価は除く。(資格認定英語 I ~IV など)
- 成績評価係数は小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位までの数値を記入すること。
- 「F」は学業成績証明書には記載されませんが info@MUSES で確認し、必ず計算に加味すること。

(2) 協定大学の出願要件

英語スコアで出願する場合は TOEFL ITP / TOEFL iBT / IELTS / Duolingo / TOEIC L&R のいずれかを学内出願までに取得すること。

★協定大学の出願要件は予告なく変更される場合があります。出願前には必ず最新募集要項を確認してください。

募集時期	国・地域	大学名	定員	派遣期間	学内選考言語		授業言語	語学要件					備考
					筆記	面接		TOEIC L&R	Duolingo	TOEFL ITP	TOEFL iBT	IELTS	
I	オーストラリア	マドック大学	5名	2月 -11月	英語	英語	英語	-	-	520	68 ※1※7	Overall 5.5 以上 各セクション 5.5 以上	・学部留学 ・条件付き出願要件有り※2
		クイーンズランド 工科大学	2名	2月 -11月	英語	英語	英語	-	-	-	79 ※3	Overall 6.5 以上 各セクション 6.0 以上	・学部留学 ・GPA 2.5 以上
II	韓国	韓南大学	4名	3月 -12月	韓国語	日本語	韓国語	韓国語能力を証明する書類を提出※4					・学部留学 ・GPA2.5 以上 ・基本的に 1 学期目は附属語学学校の韓国語授業を受講し、2 学期目から学部講義を受講する。 TOPIK3 級以上を取得している場合のみ附属語学学校の授業の受講は免除される。
		梨花女子大学	1名	3月 -12月	韓国語	日本語	英語 韓国語						・学部留学 ・GPA2.5 以上 ・韓国語と合わせて英語の素養が必要
III	アメリカ	セント・ マーチズ大学	1名	8月 -5月	英語	英語	英語	700 ※5	95	525	71 ※7	Overall 6.0 以上※8	・学部留学
		イースタン・ ワシントン大学	1名	9月 -6月	英語	英語	英語	-	-	525	71 ※7	Overall 6.0 以上※8	・学部留学
	カナダ	マウント・ ロイヤル大学	2名	9月 -4月	英語	英語	英語	-	-	-	86 ※6※7	Overall 6.5 以上 各セクション 5.5 以上※8	・学部留学
	イギリス	セントラル・ ランカシャー大学	若干名	9月 -5月	英語	英語	英語	-	-	-	80 ※6	Overall 6.0 以上 各セクション 5.5 以上	・学部留学 ・学位授与なし
													・学位授与あり ・International Business Communication Program (IBC)を受講 ・出願時に 2 年次以上
	台湾	銘傳大学	4名	9月 -6月	英語	英語	英語	-	-	-	61 ※7	Overall 5.0 以上 各セクション 5.0 以上※8	・International College undergraduate programを受講
	中国	山東大学 (威海)	2名	9月 -8月	中国語	日本語	英語 中国語	中国語検定 (HSK) 4 級以上					・学部留学 ・中国語と合わせて英語の素養が必要
ベトナム	ハノイ貿易大学	2名	8月 -6月	英語	英語	英語	-	-	-	65 ※7	Overall 5.5 以上※8	・学部留学 ・Exchange Programを受講	

※1 各セクション 18 以上

※2 TOEFL iBT64, TOEFL ITP510 で出願可能。ただし、指定期日までに当該大学の出願要件を満たしたスコアレポート(本書)を提出すること。

※3 Writing21, Reading16, Listening16, Speaking18 以上

※4 韓国語能力試験 (TOPIK) やハングル能力検定試験、または大学・高校での韓国語関連科目の成績証明書など

※5 TOEIC Listening & Reading IP テストでの出願可であるが、IP オンラインテストは出願不可

※6 各セクション 20 以上

※7 TOEFL iBT Special Home Edition での出願可

※8 IELTS Indicator での出願可

【出願に関する注意事項】

- 本プログラムの実施については、治安情勢を含む諸事情により募集内容（出願要件、派遣人数等）の変更や中止、学内選考後の派遣内容の変更や派遣の中止を行うことがある。
- 授業形態が複数ある場合、コースによって言語が限られる場合がある。自身の学びたい分野が、希望の言語で開講されているかを、予め各大学の公式ホームページ等で確認すること。
- 協定大学による募集要件は、予告なく変更される場合がある。変更が生じた場合は国際センターのホームページ「NEWS」にて通知する。また、協定大学の留学生受入体制等の事情により募集が停止される場合がある。
- 出願状況及び選考結果に関する問い合わせには一切応じない。
- 編・転入生の出願については、留学終了後の単位認定において制限がある。出願前に必ず教務部及び各学部・学科の教務委員の教員に確認すること。

5. 条件付出席要件

オーストラリアのマードック大学 (Murdoch University) は語学要件を出願時点で満たしていない場合でも、下記“条件付出席要件”を満たす者は、「条件付出席」として出願することができる。選考後、条件付合格者として選ばれた場合、下記に定められた期日（協定大学への出願時期）までに協定大学が定める出席要件を満たすことが求められる。満たさなかった場合は派遣できないため条件付合格を取り消しとする。

【条件付出席要件に関する注意事項】

本条件付出席要件は、語学力に関するものである。成績評価係数等、他の要件については要項に定められたとおり学内出願時に条件を満たしている必要がある。

【条件付出席要件】
マードック大学 条件付出席要件：TOEFL iBT 64 もしくは TOEFL ITP510 以上（IELTS は条件付出席要件での出願不可） 交換派遣留学参加条件：2021年11月25日（木）までに、当該大学の出席要件を満たし、スコアレポート（コピー）を国際センターに提出すること。

<交換留学願の記入例>

希望する留学先		
第1希望	マードック大学（条件付出席）	希望分野
第2希望		希望分野
※マードック大学へ条件付出席要件で出願をする場合は、大学名の後ろに（条件付出席）と記載すること。		

6. 学内選考から派遣決定まで

出願後は学内選考として筆記試験と面接試験を行う。選考試験の実施日時は、出願者の授業等を考慮して決定する。各期出願の締切り後に選考試験の案内をメールで連絡する。出願の翌週、翌々週はアルバイトや他の予定は極力入れないこと。

(1) 「筆記試験」

日程：原則として、出願期間の翌週。

日時の詳細はメールにて連絡する。

場所：国際センター

留学先	筆記試験内容	選考言語	試験時間
梨花女子大学 韓南大学	語学試験 ※リスニング試験も含む	韓国語	1 時間程度
山東大学	※辞書の持込み不可	中国語	
上記の 3 校以外	小論文試験 ※紙・電子辞書の持込み可、ただし電波を発する機器を除く	英語	1 時間

※選考試験の使用言語は本募集要項 P.4 の「協定大学の出願要件」で確認すること。

(2) 「面接試験」

日程：原則として、筆記試験と同じ週、またはその翌週。

日時の詳細は「筆記試験」終了時に個別連絡する。

場所：国際センター

留学先	面接試験内容	選考言語	試験時間
梨花女子大学 韓南大学 山東大学	国際センター専門委員の教員による面接	日本語	15~20 分程度
上記の 3 校以外		英語	

※選考試験の使用言語は本募集要項 P.4 の「協定大学の出願要件」で確認すること。

(3) 選考結果通知

学内選考の結果は選考試験より約 1 ヶ月程度で国際センターより電話もしくはメールで連絡する。

<選考結果通知の時期（目安）>

I 期	II 期	III 期
7 月下旬	10 月下旬	2 月下旬

(4) 派遣候補生として決定

選考は筆記試験、面接、学業成績及び書類審査により行い、学部生は当該教授会の意見をもとに、学長が決定し、協定大学に推薦する。（協定大学出願後に届く入学許可書により正式に派遣が決定する）

(5) 協定大学へ出願

本学の審査を経て、派遣候補生として推薦されることが了承された者は、協定大学へ出願を行う。出願手順に関しては、国際センターの交換留学担当者の指示に従うこと。

＜協定大学へ出願時期（目安）＞

I 期	II 期	III 期
10 月初旬	11～12 月	2～3 月

(6) 協定大学からの受入許可【派遣決定】

協定大学の受入許可により、正式に交換留学生としての派遣が決定する。

時期：出願からおよそ 1 ヶ月後。ただし、協定大学によって異なる。

正式な派遣が決定後、履修登録、寮など宿泊先の申請手配、ビザ申請、航空券手配、保険加入などを協定大学からの指示に従い自分自身で行う。

7. 教学上の措置

留学期間中に本学で開講する履修便覧上の必修科目および選択必修科目について、本学が必要と認める場合は帰国後選択科目扱いとする。ただし、卒業研究科目などについては予め担当教員に相談のうえ指導を受けること。

(1) 単位認定

- (ア) 留学先で履修した科目については、他の大学や短期大学、入学前の既修得単位とあわせて 60 単位を限度として本学の専門教育科目、又は共通教育科目の単位として単位認定できる。
- (イ) 留学中に修得した正規科目の単位認定方法は包括認定を原則とし、「専門教育科目（海外留学科目）」として単位認定を行う。
- (ウ) 海外留学科目の単位認定については、学生が留学先で修得した科目の内容、時間数等を考慮したうえで単位認定処理を行う。
- (エ) 留学先で単位認定されない ESL 科目（English as a Second Language:外国人学生に対する第 2 言語としての英語授業）の単位認定については、共通教育部教授会で審議を行う。承認されれば、「特別英語演習」として個別認定する。
- (オ) 韓国、中国の大学において留学中に修得した外国人留学生向けのハングル、中国語習得を目的とした語学科目の単位認定については、共通教育部で審議を行う。承認されれば、共通教育科目として開講されているハングル、中国語関連科目の単位として個別認定し、個別認定されない単位については、専門教育科目「海外留学科目（卒業非算入）」として包括認定する。

(2) 修業年限への参入

留学期間は、本学の在学年数に算入される。

(3) 担当部署・担当者

- (ア) 各学部・学科の教務委員の教員
- (イ) 教務部（中央キャンパス 東館 1 階）

8. 留学経費

(1) 学費等

- (ア) 留学先大学における授業料は、本学に納入した学費をもって充当する。
定められた期日までに学費等の納入がなかった場合は、交換留学生としての資格を取り消す。
- (イ) ビザ申請代金・渡航費・生活費・保険料等は本人負担とする。
- (ウ) 留学先大学により、各種登録手数料・施設利用料等の諸費が必要となる場合がある。留学費用は保護者とよく相談し余裕をもって準備しておくこと。

(2) 奨学金（給付型）

交換留学生として派遣することが決定した場合は、オンラインでの留学をする場合を除き、原則として次の①～③いずれか一つの奨学金が支給される。②・③に関する奨学金は、出願書類をもとに書類選考とする。本学より正式に推薦することが決定した者には国際センターより通知する。

① 武庫川女子大学交換留学奨学金

提供者：武庫川女子大学

内容：（欧米・オーストラリア）半期 25 万円、年間 50 万円

（アジア諸国）半期 15 万円、年間 30 万円

対象者：交換留学決定者全員

② HUMAP 留学生交流推進制度奨学金

提供者：公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

内容：（北米）月 8 万円

（オーストラリア・韓国）月 7 万円

対象者：書類選考合格者

③ 海外留学支援制度（協定派遣）

提供者：独立行政法人日本学生機構

内容：（北米・イギリス）月 8 万円

（オーストラリア・韓国(ソウル)・ベトナム）月 7 万円

（中国・韓国(ソウル以外)・台湾）月 6 万円

対象者：書類選考合格者

(3) 日本学生支援機構奨学金について

現在「第一種奨学金」および「第二種奨学金」を受給している学生は、留学中の奨学金の「継続」または「休止」する手続きが必要となるため、学生部へ申し出ること。また、現在奨学金を受給していなくても、条件を満たせば「短期留学用の第二種奨学金」への応募が可能である。希望する場合は学生部へ相談すること。

9. 留学中の海外旅行包括保険及び危機管理サービスの加入について

交換留学をする学生は、出発から帰国までの海外旅行包括保険への加入を義務付けている。なお、この保険に加入した場合でも、留学先大学から現地の健康保険や医療保険への加入を求められる場合もある。事案によっては補償に制限がある場合もあり、その場合、高額な負担を強いられることになるので、双方の保険に加入すること。上記に加えて、武庫川女子大学では日本アイラック安心サポートデスクの「緊急時安否確認システム（アイ・ファインダー）」に加入し、有事の際の安否確認など危機対応を行う。システムに関する費用については、大学負担であるため、留学者個人による支払いは不要。

10. 出発前の留学取り消しについて

プログラム参加者は、次の事項を全て遵守すること。遵守できない者は、留学の成業を期待できないものとして、所属学部に通達の上、留学を取り消すことがある。なお、その際、手配済の航空運賃や宿舍などの各種手配のキャンセルに伴う費用は自己負担とする。

- (1) 事前オリエンテーションへ出席（授業との重複を除く）すること。
- (2) 各種提出物等を期日までに提出（手続き）すること。
- (3) 上記、項目についてやむを得ない事情により対応できない場合は、必ず事前に申し出たうえで、国際センターからの指示を受けること。
- (4) その他、留学前準備に対する積極的かつ誠実な対応をとること。

11. 新型コロナウイルス感染症の状況下における交換留学について

出願受付：通常通り行う。

渡航準備：通常通り行う。ただし、費用が発生する手続きは国際センターのスタッフへ相談すること。

海外派遣：海外派遣の実施判断は、外務省の海外安全ホームページの「海外危険レベル」および「海外感染危険レベル」を指標におこなう。渡航時において、派遣国および派遣地域が以下の基準を満たしている必要がある。

「海外危険レベル」および「海外感染危険レベル」：**双方においてレベル 1 以下**

※渡航基準を満たさない場合は、原則として渡航延期を検討する。

※新型コロナウイルス感染症を理由とする留学の辞退は可とする。